**様式12号**

特定個人情報保護に関する覚書

国頭村（以下、「委託者」という。）と　　　　　　　　　　（以下、「受託者」という。）とは、次のとおり契約を締結する。

（定義）

第１条

(1)　｢特定個人情報｣とは、委託者の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、委託者の職員が組織的に利用するものとして、委託者が保有しているものをいう。

(2)　「対象特定個人情報｣とは、委託者が保有する特定個人情報であって、書面または電子データにより、委託者が受託者に委託する業務の履行に関連して受託者が知り得たもの(委託者が受託者に提供したものを含む。)をいう。

（目的、適用）

第２条　本覚書は、受託者による対象特定個人情報の適切な保護を図ることを目的とする。

２　本覚書は、対象業務に適用されるものとし、これらの対象業務の一つが終了したときも、本覚書は、他の対象業務との関係ではなお有効に存続する。

(利用および開示の制限)

第３条　受託者は、対象特定個人情報を善良な管理者の注意を持って管理し、委託者の書面による承諾を得ることなく、当該、対象業務の履行以外の目的に利用し、または第三者に利用させもしくは開示、漏えいしてはならない。

２　受託者は業務の遂行にあたり、当該特定個人情報の管理責任者をおくとともに、業務に従事するすべてのものに秘密保持を周知徹底させるものとする。

（安全確保等）

第４条　受託者は、対象個人情報の目的外利用、紛失、改ざん、漏えい、滅失、毀損の防止その他の対象個人情報を適切に管理するために取り扱う個人情報は第三者の目に触れない安全な場所に保管する等必要な措置を講じなければならない。

２　受託者は、特定個人情報を取り扱う従業者を明確化し、委託者に報告しなければならない。

３　受託者は、事業所内からの特定個人情報を外部に持ち出してはならない。

４　受託者は、委託者の書面による承諾を得ることなく、対象個人情報を複製してはならない。

５　受託者は、特定個人情報を目的外に利用してはならない。

６　受託者は、特定個人情報の取り扱いに関し、従業者に対する監督・教育を行わなければならない。

(委託者による監督)

第５条　本覚書の履行を確保するため、委託者は受託者が必要な措置を講ずることにつき随時、受託者に対して指導または指示することができる。

２　委託者は、前項の目的のため、受託者の施設に立ち入ることができる。

３　委託者が特定個人情報に関し、立ち入り検査の必要があると認めた場合、委託者は受託者に対して通知の上、受託者の従業員立会いの下で特定個人情報取扱に関する監査を実施できるものとする。

（再委託における条件）

第６条　受託者は、対象個人情報を受託者の再委託先に提供しようとするときは、委託者の書面による承諾を得なければならない。

２　受託者は、対象個人情報を受託者の再委託先に提供するときは、本覚書に定める受託者の義務と同等の義務を当該再委託先に課するものとする。

３　受託者は、受託者の再委託先が前項に基づく義務を履行しないときは、委託者に対し責任を負う。

(事故の発生時の報告義務)

第７条　受託者は、本覚書に違反して対象個人情報が対象業務の履行以外に利用され、または第三者に開示、漏えいされたことが判明したときは、直ちに委託者に報告し、委託者の指示を受けるものとする。

(損害賠償)

第８条　受託者が、本覚書に違反したことに起因して、委託者が当該本人、委託者の顧客その他第三者から損害賠償請求を受けた場合、委託者、受託者協議の上、受託者は以下の要件の元に当該申し立ての解決に要した費用を負担する。

　(1)　委託者が直ちに受託者に対し申し立ての事実及び内容を通知すること。

　(2)　申し立てについての事実調査および解決について受託者に協力すること。

２　委託者が前項の要件を満たすことなく、自ら申し立てについて解決した場合は、委託者、受託者双方の協議により公正妥当な金額を持って委託者の求償に応ずるものとする。

 (委託契約終了後の特定個人情報の返却又は廃棄)

第９条　受託者は、対象業務が終了し、若しくは解除されたとき、または委託者が返還を請求したときは、対象特定個人情報（複製されたものを含む。）直ちに委託者に返還する。

２　物理的に返却不可能な方法により入手した個人情報については、受託者の責任において廃棄、消去等の措置を講ずる。

(廃棄)

第10条　受託者は、受託者が作成した対象特定個人情報の複製物を廃棄するときは、書類については裁断または焼却の方法により、これを行うものとする。

（契約内容の遵守状況について報告）

第11条　受託者は個人情報の取扱状況について別途定める報告書を、年に一度、委託者に提出すること。

(期間)

第12条　本覚書の有効期間は締結日から1年間とする。ただし、期間満了三ヶ月前までに委託者、受託者いずれかからも何らの請求がない時は、さらに1年間これを延長するものとし、その後期間満了毎この例による。

２　本覚書が期間満了、解除等により終了した後も、当該終了以前に開始された対象業務の履行に関連して、受託者が知りえた対象個人情報については、なお本覚書の規定が適用されるものとする。

(契約の解除)

第13条　委託者および受託者は、相手方が次の各号に一に該当する場合は、当該相手方に対し、何らの催告をすることなく直ちに本覚書または対象業務に係る約定の全部または一部を解除することができる。

　(1)　本覚書または対象業務に係る約定の一に違反したとき。

　(2)　自己の責に帰すべき事由により、本覚書を履行する見込み、または納期に対象業務に係る約定を履行する見込みがない時。

　(3)　本覚書および対象業務に係る約定の履行に関し、不正または不当の行為があった時。

　(4)　差押、仮差押、仮処分、競売の申し立て若しくは租税滞納処分その他公権力の処分を受け、または破産、会社整理、会社更生若しくは民事再生手続きその他これらに類する手続きの申し立てがなされた時。

　(5)　自ら振出し、若しくは引受けた手形または小切手につき、不渡り処分を受ける等支払い停止状態に至った時。

　(6)　その他財産状況が悪化し、またはその恐れがあると認められる相当の理由がある時。

２　前項による解除は、当該相手方に対して、委託者または受託者がその被った損害につき損害賠償を請求することを妨げない。

(裁判管轄)

第14条　本覚書または対象業務に係る約定に関して生じた委託者、受託者間の紛争については、那覇地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(疑義解釈)

第15条　本覚書または対象業務に係る約定に規定のない事項、本覚書条項のうち疑義のある事項および本覚書の変更については、委託者、受託者別途協議の上これを決定する。

本覚書締結の証として、本書2通を作成し、委託者、受託者記名捺印の上各1通を保有するものとする。

　〇年○月○日

委託者：

受託者：